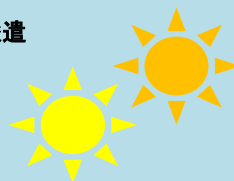




▲▲今月号の主な内容▲▲

- P1 中小企業勤労者福祉サービスセンターのご案内
- P2 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう
熱中症の重篤化防止対策の義務化について
- P4 ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内
- P6 みんなで学ぼう！労働契約の正しいルール
- P7 労働者協同組合について
- P11 認定職業訓練施設のご案内
- P12 県立高等技術専門校入校生募集
- P13 ハロートレーニング 令和7年度(後期)職業訓練生募集
- P14 国立国営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集
障害者雇用支援月間のお知らせ
- P15 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」について
「高年齢者等職業安定対策基本方針」について
- P16 中退共の退職金制度について
- P17 経営改善支援資金について
- P18 がん検診の受診勧奨について
- P19 県労働委員会による労使間のトラブルに関する相談会
- P20 外国人材の受入れに関する企業向け相談窓口
- P21 令和7年度 外国人材受入環境整備支援事業
(母国行事開催, 受入定着支援コース)
- P23 職場でジェンダー平等や女性活躍を学ぶためのアドバイザー派遣
- P24 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」の登録について
- P25 鹿児島労働局からのお知らせ
- P29 キャリア形成・リスキリング支援センターからのお知らせ
- P30 産業保険総合支援センターからのお知らせ
- P31 シルバー人材センターのご案内
県広報誌「労働かごしま」無料メール配信のお知らせ



中小企業勤労者福祉サービスセンターのご案内～福利厚生のおてつだい～

◆「中小企業勤労者福祉サービスセンター」ってなに？

中小企業が単独では実施が難しい福祉事業について、低コストで充実した福利厚生をお手伝いします。
鹿児島県内では、3つのサービスセンターが設立されています。

◆どんなサービスをしているの？

以下のようなサービスを実施しておりますが、各センターで実施状況は異なりますので、詳細はHPでご確認ください。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 健康の維持・増進 | 人間ドックの受診助成、スポーツ施設利用助成 |
| ② 余暇の活動 | ホテル・旅館、映画館、遊園地の割引利用助成 |
| ③ 各種教室・受講 | 各種教室の開催、各種講座受講料の助成 |
| ④ お祝い・お見舞い | 結婚・出産・入学祝金、見舞金の給付 |
| ⑤ 利用代金の割引 | 指定店・施設の食事代やお買い物代金等の割引 |

◆入会できる人は？

サービスセンターのある地域内の中小企業の事業主及び従業員の方です。

◆入会金・会費は？

サービスセンターにより異なりますが、入会金は300円から500円、会費は月額600円から1000円です。
事業主が負担した会費は、税法上、必要経費として扱われます。

県内の中小企業勤労者福祉サービスセンター

- よかセンター鹿児島（（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター）
☎099-285-0003 【HP】 <https://www.yoka-center.jp/>
- かのやハッピーワーク（（一財）鹿屋市勤労者サービスセンター）
☎0994-40-9931 【HP】 <https://www.kanoya-hw.com/>
- 奄美ゆいセンター（（公財）奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンター）
☎0997-53-3366 【HP】 <https://www.amami-sc.com/>



【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう



働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する**年次有給休暇の計画的付与制度**(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する**時間単位の年次有給休暇**(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【問合せ先】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 099-223-8239

【年次有給休暇取得促進特設サイト URL】

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

熱中症の重篤化防止対策の義務化について

職場における熱中症対策を強化するため、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されました。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業主に**義務**付けられました。

4月～9月まで「**STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**」も実施しておりますので、事業主の皆さんは、熱中症防止対策を講じていただくようお願いします。

【問合せ先】

鹿児島労働局 労働基準部 健康安全課 099-223-8279

【ポータルサイト「学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」】

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面接等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索

Ⅱ：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日までに延長**されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

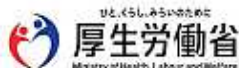
※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和7年6月作成

ご存知ですか？

みんなで学ぼう！ 労働契約の正しいルール

テキスト・
受講料
無料！



労働関係法令の基礎

無期転換ルール

副業・兼業の促進

労働契約等に関するルールをはじめ、パートや契約社員等が長期的に活躍できる制度である「無期転換ルール」や、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。



参加申込型セミナー

人事・労務担当者必見！
働くルールの整備に必要な
法令を解説。



個別相談会

セミナー内容に関する、
個別の相談会を実施。

形式：オンライン（Zoom）

対象：どなたでもご参加可能（事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど）

※個別相談会の対象は、セミナーの参加有無に関わりません。

日時：2025年7月～12月で複数回開催予定



講師派遣型セミナー

形式：会場又はオンライン（ハイブリットも可能）

対象：中小企業（企業が所属する業界団体）

労働者（労働組合などの労働者団体）

※1団体概ね20名以上

期間：2025年7月～2026年2月

【参考】セミナー開催時間：2時間



動画視聴・ 資料ダウンロード

ご好評いただいております「労働契約等
解説セミナー」の動画を掲載しています。

また、セミナーテキスト、資料集のダウン
ロードが可能です。

詳細の日程やお申し込み方法は下記URLからご確認ください。

【問合せ先】

「労働契約等解説セミナー」運営事務局 03-5226-9919

【特設ホームページ】

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>



地域づくりを仕事にする新しい働き方

ろうきょう

労働者協同組合



資金を
出し合う

話し合っ
て
営む

共にはたらく

「労働者協同組合法」を活用した、新しい働き方、活力のある地域が全国でひろがっています。

詳しくは専用サイトで

特設サイト「知りたい! 労働者協同組合法」

知りたい! 労働者協同組合法



厚生労働省 WEB サイト 都道府県窓口一覧

厚生労働省 労働者協同組合



労働者協同組合の設立登記後は 都道府県庁へ成立の届出が必要※₁です！

① 届出が必要なときは？

- ◇ 労働者協同組合
 - ・ 新規に設立したとき
 - ・ 企業組合又は特定非営利活動法人から労働者協同組合へ組織変更をしたとき ※₂
- ◇ 労働者協同組合連合会
 - ・ 新規に設立したとき

② その場合の届出先は？

- ◇ 労働者協同組合
主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ◇ 労働者協同組合連合会
厚生労働大臣

③ 届け出る際に必要な書類は？

以下、4点をお持ちください。

- ・ 様式第1 労働者協同組合成立届書
or
様式第19 労働者協同組合連合会設立届書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 定款
- ・ 役員の氏名及び住所を記載した書面

④ いつまでに届け出ればよいの？

成立の日から2週間以内に届出を行ってください。

⑤ 届出をしないとどうなるの？

届出を怠ったときや、虚偽の届出を行ったときには過料が科せられる場合があります。

※₁ 上記①のとおり、労働者協同組合連合会の場合においては厚生労働省への届出が必要です。

※₂ 企業組合等から組織変更をしたときは、労働者協同組合の行政庁（届出先）のみならず、組織変更前の行政庁等に対して、遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。

- ・ 企業組合からの組織変更の場合 中小企業等協同組合法第111条第1項第5号に規定する行政庁
- ・ 特定非営利活動法人からの組織変更の場合 特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁

◎ 行政庁への届出が必要な主な事項

件名	概要
成立届出	成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の氏名及び住所を行政庁に届け出なければならない。
役員の変更届出	役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。
定款の変更届出	定款を変更したときは、その変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。
解散の届出	一定の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。
合併の届出	合併したときは、合併の日から2週間以内に、登記事項証明書（新設合併設立組合にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨（新設合併設立組合にあっては、その旨並びに役員の氏名及び住所）を行政庁に届け出なければならない。
決算関係書類等の提出	毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。
特定労働者協同組合の報酬規程等の提出	特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度1回、報酬規程等を行政庁に提出しなければならない。
組織変更時財産額に係る使用状況の報告	特定非営利活動法人から組織変更した労働者協同組合が、その行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当することについて確認を受けた場合、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、行政庁に対し組織変更時財産額に係る使用の状況を報告しなければならない。

◎ 行政庁の窓口

◇ 労働者協同組合の

都道府県担当部局はコチラ📄

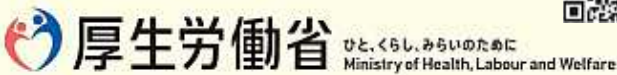
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000927464.pdf>



◇ 労働者協同組合連合会の

厚生労働省担当部局はコチラ📄

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000992246.pdf>



大崎町でもちっこもりのおうち始まりました



8



もちっこもりのおうち

運営：労働者協同組合こだち

持留小学校校区の“寺子屋”

地域の古民家をお借りして2024年9月から活動開始

開室日：毎週月曜日 14:00～18:00

さらに、月に1回程度週末にイベントを行なっている

参加人数：20名程度

対象：地域の小中学生（イベントの際はどなたでも参加可能）

スタッフ：6名



9

認定職業訓練施設のご案内

認定職業訓練施設では、事業主又は事業主の団体等が、自ら又は他者の雇用する労働者に対し、職業能力開発促進法に定める一定の基準（訓練の対象者、教科の科目、訓練期間等）に基づき、集合して行う職業訓練を実施しています。

県内では、以下の5施設が認定職業訓練を実施しており、認定職業訓練施設では、毎年、訓練生を募集しております。詳しくは各認定職業訓練施設にお問い合わせください。

<訓練の様子>



鹿児島高等技術専門学校
左官・タイル施工科



川内技術開発センター
総合建設科



出水共同高等職業訓練校
土木施工管理技士科



鹿児島ホテル短期大学校
ホテルビジネス科



鹿児島県ビルメンテナンス協会
ビルクリーニング科

○認定訓練施設一覧

訓練施設名	所在地等	職業訓練の種類	課程	訓練科	短期間のコース	期間
鹿児島高等技術専門学校	〒890-0014 鹿児島市草牟田 2丁目36番39号 TEL099-226-0517	普通職業訓練	普通	木造建築科		2・3年
				鉄筋コンクリート施工科		2・3年
				左官・タイル施工科		2・3年
				建築塗装科		2・3年
				木工科		2年
				畳科		3年
				表具科		3年
				サッシ・ガラス施工科		2年
川内技術開発センター	〒895-0044 薩摩川内市青山町 4597番地 TEL0996-22-3873	普通職業訓練	短期	総合建設科	職長・安全衛生責任者教育コース	16h
					アーク溶接コース	12h
出水共同高等職業訓練校	〒899-0501 出水市野田町 上名6031番地 TEL0996-84-2451	普通職業訓練	普通	土木施工科		2年
				木造建築科		2年
			短期	土木施工管理技士科	1級土木施工管理技士一次コース	48h
					1級土木施工管理技士二次コース	
					2級土木施工管理技士一次・二次コース	
					1級建築施工管理技士一次コース	
				I T技術科	1級建築施工管理技士二次コース	144h
					2級建築施工管理技士一次・二次コース	
					土木コース	
					建築コース	
鹿児島ホテル短期大学校	〒892-0846 鹿児島市加治屋町 4番25号 TEL099-239-2601	高度職業訓練	専門	ホテルビジネス科		2年
鹿児島県ビルメンテナンス協会 (B・M研修センター)	〒890-0832 鹿児島市新町 3番10号 ビクトワール鹿児島202 TEL099-223-4119	普通職業訓練	短期	ビルクリーニング科	技能士受験対策コース	35時間

【問合せ先】県雇用労政課民間訓練係 電話:099-286-3019 FAX:099-286-5022

【県HP】<http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/kunren/23sisetuitirann.html>

県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和8年度に入校する訓練生を募集します。

試験の種類		一般選考試験		推薦選考試験				
		高等学校卒業者等を対象	義務教育修了者等を対象					
名	吹上校	自動車工学科	金属加工科	自動車工学科, 金属加工科				
	宮之城校	建築工学科	室内造形科	建築工学科, 室内造形科				
	始良校	情報処理科, メカトロニクス科	—	情報処理科, メカトロニクス科				
	鹿屋校	電気設備科	—	電気設備科				
応募資格		・高等学校を令和8年3月に卒業見込みの方 ・高等学校を卒業された方又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる方	・義務教育を修了された方又は同等以上の学力を有すると認められる方 ・令和8年3月に中学校を卒業見込みの方(C～E日程)	・高等学校を令和8年3月に卒業見込みの方 ・学校調査書における評定 <table><tr><td>概ね3.5以上</td><td>自動車工学科 建築工学科 情報処理科</td></tr><tr><td>3.0以上</td><td>上記以外の科</td></tr></table> ・出席率が概ね95%以上の方 ・試験に合格した場合、入校できることを確約できる方	概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科	3.0以上	上記以外の科
概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科							
3.0以上	上記以外の科							
受付期間		令和7年9月1日(月)～令和8年2月27日(金)		9月1日(月)～9月25日(木)				
		願書締切日	入試選考日	試験会場				
A日程		10月24日(金)	11月4日(火)	各高等技術専門校				
B日程		11月25日(火)	12月1日(月)					
C日程		1月9日(金)	1月19日(月)					
D日程		1月30日(金)	2月8日(日)					
E日程		2月27日(金)	3月8日(日)					
選考方法		筆記試験・面接		筆記試験・面接				
提出書類		＜令和8年3月卒業見込みの方＞ ・入校願書(写真貼付) ・学校調査書又は職業相談票(乙票) ※ 職業相談票(乙票)は、中学校卒業見込みの方のみ ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) ＜上記以外の方＞ ・入校願書(写真貼付) ・学校調査書又は卒業証明書 ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm)		・入校願書(写真貼付) ・学校調査書 ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) ・高等学校長の推薦書				
提出先		入校を希望する各高等技術専門校 ただし、雇用保険受給資格者等は最寄りの公共職業安定所		入校を希望する各高等技術専門校				

※ 入校願書は、各高等技術専門校及び各公共職業安定所のほか、各校のホームページからも取得できます。

※ B～E日程の選考試験については、定員に達した科においては選考を実施しない場合もありますので、事前に各高等技術専門校のホームページ等でご確認ください。

※ 令和8年3月に中学校を卒業見込みの方は、C～E日程の受験となります。

※ 欠員がある場合、令和8年3月中旬から下旬に入校試験を追加で実施する場合があります。詳しくは、各高等技術専門校へご確認ください。

【問合せ先】 ○吹上高等技術専門校 ☎ 099-296-2050 ○宮之城高等技術専門校 ☎ 0996-53-0207
○始良高等技術専門校 ☎ 0995-65-2247 ○鹿屋高等技術専門校 ☎ 0994-44-8674
○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/nyukou/index.html>

ハロートレーニング ～急がば学べ～ 令和7年度(後期)職業訓練生を募集

県では、**求職者の皆さん**に、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関等へ委託して実施しています。

受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への**求職申込が必要**です。

◆講義のほかに企業で1か月間の職場実習を行う訓練コース【訓練期間：5か月】

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始月	担当校
IT広告デザイン科④	5ヶ月	鹿児島市	24		10月下旬	始良

◆講義のみを行う訓練コース【訓練期間：3か月～6か月】

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始月	担当校
パソコン基礎・販売科②	3か月	鹿児島市	24		3月上旬	県立吹上高等技術専門校
介護・福祉科【実務者研修】F②(託児付き)	6か月	鹿児島市	24	5	10月下旬	
介護・福祉科【初任者研修】F③	3か月	奄美市	22		11月中旬	
パソコン・基礎科F②	3か月	南薩地域	24		1月中旬	
医療事務科F②	3か月	鹿児島市	20		12月上旬	
ビジネス実務科F③(託児付き)	3か月	鹿児島市	24	5	11月上旬	
医療事務科M③	3か月	鹿児島市	24		3月下旬	県立宮之城高等技術専門校
ITプログラマー養成科【資格取得コース】M	6か月	薩摩川内市	24		1月中旬	
パソコン・基礎科M⑥	3か月	出水市	22		10月下旬	
パソコン・基礎科M⑦	3か月	薩摩川内市	24		11月中旬	
パソコン・基礎科M⑧	3か月	日置市	24		12月上旬	
パソコン・基礎科M⑨	3か月	出水市	22		2月中旬	
パソコン・基礎科M⑩	3か月	薩摩川内市	24		3月上旬	

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始月	担当校
介護福祉科【実務者研修】A	6か月	鹿児島市	24		2月上旬	県立始良高等技術専門校
パソコン基礎科A③	3か月	鹿児島市	24		1月上旬	
パソコンWEB基礎科②	4か月	霧島・始良市	24		2月下旬	
パソコン・簿記基礎科②(託児付き)	3か月	鹿児島市	24	10	12月中旬	
パソコン・簿記基礎科③	3か月	鹿児島市	24		2月中旬	
ITプログラマー養成科【資格取得コース】A②	6か月	鹿児島市	24		12月下旬	
医療事務科A②	3か月	霧島・始良市	20		11月下旬	県立鹿屋高等技術専門校
ITビジネス科【総合コース】A③	6か月	鹿児島市	24		11月上旬	
ITビジネス科【総合コース】A④	6か月	鹿児島市	24		3月上旬	
介護職員養成科K②	3か月	鹿屋市	20		11月下旬	
ITビジネス科(Pythonプログラミング)【資格取得コース】K②	5か月	垂水市	20		12月上旬	
ITビジネス科(WEBアプリ制作)【資格取得コース】K②	5か月	垂水市	20		2月上旬	
ITビジネス科(WEB・生成AI活用)K③	3か月	志布志市	20		2月中旬	県立鹿屋高等技術専門校
総合ビジネス科K②	3か月	鹿屋市	20		10月中旬	
総合ビジネス科K③	3か月	鹿屋市	20		3月上旬	
パソコン・簿記初級科K	3か月	曾於市	20		10月下旬	
医療事務科K	3か月	鹿屋市	20		12月上旬	
地域循環林業科	3か月	鹿屋市	15		3月中旬	

※「ビジネス実務科」については、定員24人のうち10人は母子家庭の母等の方を優先的に募集します。

問合せ先・・・【吹上高等技術専門校 ☎099-296-2050】 【宮之城高等技術専門校 ☎0996-53-0207】
 【始良高等技術専門校 ☎0995-65-2247】 【鹿屋高等技術専門校 ☎0994-44-8674】
 県HP・・・ <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/kunren/index.html>

国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

鹿児島障害者職業能力開発校では、令和8年度に入校する訓練生を募集します。

科名	情報電子科 グラフィックデザイン科 ○ A事務科			介護福祉サービス科 アパレル科 ワークトレーニング科（知的障害者対象）	
応募資格	高等学校卒業（卒業見込み者を含む） 及び同等以上の学力を有する障害者			義務教育修了以上の障害者	
訓練期間	1年			1年	
募集期間	区分	募集開始日	募集締切		選考日
	A日程	令和7年8月4日（月）	令和7年9月19日（金）		奄美 令和7年10月7日（火） 熊本・宮崎 10月9日（木） 本校 10月10日（金）
	B日程	令和7年10月17日（金）	令和7年11月19日（水）		本校 令和7年12月5日（金）
	C日程	令和7年12月9日（火）	令和8年1月14日（水）		本校 令和8年1月26日（月） 奄美・熊本・宮崎 1月27日（火）
	D日程	令和8年2月2日（月）	令和8年3月5日（木）		本校 令和8年3月15日（日）
願書提出先	最寄りのハローワーク				

※B日程以降は、定員に達した科においては、選考を実施しない場合もありますので、事前に下記までお問い合わせください。
※訓練の状況や施設の見学を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

- 鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206 [FAX]0996-44-2207
〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名1432
- 県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021
- 最寄りのハローワーク

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/shogaikou/index.html>

9月は「障害者雇用支援月間」です 障害のある方の雇用にご理解・ご協力をお願いします

県では、9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害のある方の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用に関する県民の皆さま、特に事業主の皆さまの関心と理解を一層深めていただくことを目的として、関係機関と共に、様々な障害者雇用支援運動を展開します。「共生社会」の実現などのため、障害のある方の雇用の促進と安定が図られるよう、県民の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



◇ 障害者雇用支援・激励大会

障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者への表彰や、なべしまホールディングス株式会社人事教育部の大垣部長による「なべしまにおける障害者雇用の取組等」をテーマにした講演を予定しています。

- ・日時 9月2日（火）13:30～15:00
- ・会場 川商ホール 4階市民ホール

【問合せ先】

県雇用労政課雇用支援係 電話:099-286-3028
鹿児島労働局職業対策課 電話:099-219-8712
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部
電話:099-813-0132

【県HP】

<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/gekkan.html>

◇ 障害者就職面接会

地区	日時	会場	面接会に関する問合せ先
鹿児島	9/17（水） 13:00-16:00	西原商会アリーナ	ハローワークかごしま障害者援助部門 099-250-6071
鹿屋・大隅	9/25（木） 13:00-16:00	ホテルさつき苑	ハローワークかのや職業紹介第2部門 0994-42-4135（部門コード41#）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

○65歳までの雇用確保（義務）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの雇用確保を目的として、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう事業主に義務づけています。

1. 定年の引き上げ
2. 継続雇用制度（希望者全員を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入
3. 定年の定め廃止

○70歳までの就業機会確保（努力義務）（令和3年4月1日施行）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主及び65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、次の1～5のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

1. 70歳までの定年の引き上げ
2. 定年制の廃止
3. 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
5. 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が、委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

高年齢者雇用安定法第11条に基づく高年齢者雇用等推進者（*）の業務に、高年齢者就業機会確保措置の推進も追加されました。また、名称も高年齢者雇用等推進者に変更となりました。

（*）各企業で専任することが努力義務とされている、作業施設の改善とその他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者。

詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】鹿児島労働局職業対策課 電話：099-219-8712

【県 HP】http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/horei/koureihoukaisei_44130.html

「高年齢者等職業安定対策基本方針」について

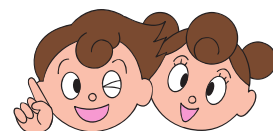
人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図っていくことが重要です。

厚生労働省は「高年齢者等職業安定対策基本方針」を策定し、事業主に望まれる環境整備について示しています。

詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】県庁雇用労政課雇用支援係 電話：099-286-3028 FAX：099-286-5022

【県 HP】http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/horei/koureihoukaisei_44130.html



掛金の一部を国が助成。

有 利

掛金は
全額非課税

手数料もかかりません。

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

詳しくはホームページを
ご覧ください。

中退共

検索



ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、設立以来119万社以上の中小企業が利用している国の退職金制度です。

安 心

国の退職金制度
安心・確実

簡 単

外部積立型だから
管理がカンタン

人材の 定着

従業員の意欲の向上
にもつながります。

パートさんも
加入できます。

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

中 退 共 制 度 の し く み

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支 払 い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中小企業者のための鹿児島県の融資制度 経営改善支援資金

○ どんな資金？

経営改善を目的とした事業や支援機関等を利用しながら、経営改善や賃上げに取り組む中小企業者を支援する資金です。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

1 中小企業活性化協議会の助言又は指導を受けて作成した早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度の前年度以前に作成した早期経営改善計画の計画期間内であるものを含む。

2 よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度中によろず支援拠点に相談し、さらに継続して経営支援を受けるものに限る。

3 国の事業再構築補助金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

4 労働局の業務改善助成金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

※ 3 及び 4 については、融資の申込みを行う年度の前年度以前に交付決定を受けた申請に係る計画の事業実施期間内（事業再構築補助金については補助事業実施期間内）であるものを含む。

5 前年度と比較して、当年度の事業所内の最低賃金を3%以上引き上げたもの

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

年0.03%～年1.48%（通常よりも0.1%引き下げ）

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

○ 融資条件

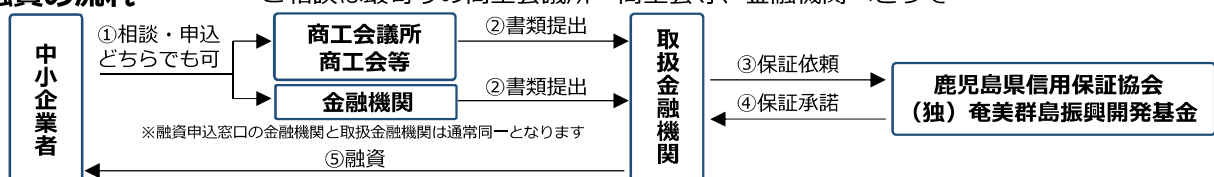
融資限度額	運転資金・設備資金 5,000万円
利率 ※金融情勢により変動 することがあります。	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% / 7年超10年以内 年2.35%
信用保証料 (県補助後) 保証機関の基本保証料 率のうち、一部を県が 負担しています。	年0.13%～年1.58% 〔鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.03%～年1.48%〕
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） / 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
償還方法	毎月均等分割
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／早期経営改善計画策定支援事業の計画策定費用支払通知書の写し（融資対象者1の場合）／早期経営改善計画策定支援事業を利用して作成した計画書の計画期間が分かるページの写し（融資対象者1のうち、融資申込年度の前年度以前に計画を作成している場合）／経営改善支援資金（よろず支援拠点関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者2の場合）／事業再構築補助金の交付決定通知書の写し（融資対象者3の場合）／業務改善助成金の交付決定通知書の写し（融資対象者4の場合）／経営改善支援資金（賃上げ関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者5の場合）／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言企業は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ

～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～



鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課

○県HP掲載先 ホーム＞産業・労働＞商工業＞融資＞県中小企業融資制度＞制度資金一覧

<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/syoko/yushi/yuushi/r7seidoshikin.html>

皆さんは「がん検診」受けていますか？

～働く従業員の皆さんへ、がん検診の受診勧奨をしましょう～

■ 誰でもがんになる可能性があります

日本人の2人に1人はがんになるといわれています。

より良い生活習慣を実践することで、がんになるリスクを減らすことはできませんが、健康な人でもがんになる可能性があります。

■ がん検診は「症状がないうちから」「定期的に」

ほとんどのがんは、早期発見・早期治療であるほど、身体的・経済的な負担が軽くなります。

県内の市町村が実施するがん検診

検診の種類	対象年齢	受診間隔
胃がん検診	40歳以上	1年に1回
肺がん検診	40歳以上	1年に1回
大腸がん検診	40歳以上	1年に1回
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1年に1回
乳がん検診	40歳以上の女性	2年に1回



※自覚症状があるときは、検診を待たずに医療機関へ行きましょう

従業員の方へ

職場でがん検診がないとき

- ・市町村が実施するがん検診を受けられます！
- ・ほとんどの市町村で、費用の一部を公費補助しています（自己負担額がある場合があります）。
- ・詳細はお住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村がん検診問合せ先 ➡



「要精密検査」となったら

- ・要精密検査と判定されたからといって、必ずしも、がんであるというわけではありません。
- ・「症状がない」、「健康だから」といった理由で精密検査を受けないと、もし、がんがあった場合、診断が遅れ、がんが進行してしまう恐れがあります。
- ・必ず精密検査を受けましょう。

経営者・健康管理担当者の方へ

職場でがん検診を実施していないとき

- ・市町村が実施するがん検診を受診するように、従業員の方へ案内をお願いします。
- ・案内は、従業員にだけでなく、従業員の家族（扶養者）にも行いましょう。
- ・市町村のがん検診を受ける場合、会社による費用負担はありません。

職場のがん対策に役立つ情報

- ・厚生労働省は、職場のがん対策に関するサポートサイトを公開しています！

がん対策推進企業アクション



【問合せ先】 県健康増進課 がん対策係 ☎ 099-286-2721

～10月は個別労働紛争処理制度に係る周知月間です～

電話でも相談
できます！

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

(令和7年度)

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等】がお受けします。(秘密厳守，無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

日	時	場 所	相談対応者
10月 1日(水) 〔合同相談会〕	午前 10 時 ～午後4時 (受付：午後 3 時 30 分まで)	県労働委員会（県庁 15 階）	午前・県労働委員会委員 ・関係機関相談員 (社労士会、県雇用労政課) 午後・県労働委員会委員 ・関係機関相談員(労働局)
10月19日(日) 〔休日相談会〕	午後 1 時 30 分～ 午後4時 30 分 (受付：午後 4 時まで)	(鹿児島市鴨池新町 10-1) ※ 来庁できない方は、電話 相談もできます	・県労働委員会委員
10月28日(火) 〔定期相談会〕	午後2時 30 分～午後5時 (受付：午後 4 時 30 分まで) ※ 毎月第4火曜日に開催		



※ 労働者・事業主のどちらでもお気軽にご相談ください。

※ トラブルの内容を相談者に代わって相手方に伝えて指導等を行うものではありません。



＜お問合せ・予約先＞

鹿児島県労働委員会事務局（鹿児島市鴨池新町 10-1 県庁 15 階）

相談専用ダイヤル：099-286-3943

時間：8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く。）

* 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。

県ホームページ

